

## 地方独立行政法人 福岡市立病院機構中期目標（案）

## 目次

## 前文

## 第1 中期目標の期間

## 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

## I 医療サービス

## 1. 良質な医療の実践

①こども病院・感染症センター

②福岡市民病院

## 2. 地域医療への貢献と医療連携の推進

## 3. 災害時等への対応

## II 医療の質の向上

## 1. 診療体制の強化・充実

## 2. 病院スタッフの確保と教育・研修

①医師

②看護師

③その他医療技術職

④事務職

## 3. 信頼される医療

## III 患者サービス

## 1. 患者サービスの向上

## 2. ボランティアとの協働

## IV 法令遵守と情報公開

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

## 1. 運営組織

## 2. 収支改善

①増収

②費用削減

## 3. 人事・給与

## 第4 財務内容の改善に関する事項

## 1. 経営基盤の確立

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

## 1. 新病院に向けた取り組み

## ■ 前文

こども病院・感染症センターは、こどもが心身ともに健やかに育成されることを目的に小児専門の高度医療を提供する小児医療の中核的な病院として、また、福岡市民病院は、地域医療を基礎としつつ、高度医療及び高度救急医療を提供する地域の中核的な病院としてそれぞれ質の高い医療を提供してきた。

市立病院などの公立病院は、地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を、安定した経営のもとで、継続して提供していくことが求められており、国において、平成19年12月に「公立病院改革ガイドライン」が示され、地方公共団体は病院事業経営の改革に総合的に取り組むことが求められている。

こうした背景を踏まえ、福岡市においては、平成20年1月に「福岡市立病院の経営形態のあり方」について福岡市病院事業運営審議会に諮問し、同年6月に、両病院の抱える現状の課題や福岡市の財政状況等を考えると速やかに地方独立行政法人への移行を図るべきとの答申が示された。この答申を踏まえ、福岡市は福岡市立病院経営改革プランを策定し、平成22年4月に地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）を設立することとした。

福岡市としては不採算医療等の政策的な医療の提供にかかる必要な経費はこれまでどおり市が負担することとしたうえで、市立病院機構が達成すべき目標をここに示し、市立病院機構として市が担うべき医療を安定的・継続的かつ効率的に提供していくことを求めるものである。

市立病院機構においては、福岡市における医療施策として求められる高度専門医療、救急医療等を提供すること等により、市内の医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することとした設立目的を踏まえ、地方独立行政法人の特長を最大限に生かしながら、医療の質の向上や患者サービスの充実を図るとともに経営の健全化に取り組むことを期待する。

## ■ 第1 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

## ■ 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### I 医療サービス

#### 1. 良質な医療の実践

市立病院機構は、地域における医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、福岡市における医療施策として求められる高度専門医療、救急医療等を提供すること。

##### ①こども病院・感染症センター

小児医療（高度・地域・救急）のさらなる充実を図るとともに、産科を新設し周産期医療に取り組むこと。

第一種・第二種感染症指定医療機関については、審議会の答申を踏まえ、指定返上について県等との協議を進めるとともに、指定返上までの間は、その役割を果たすこと。

##### ②福岡市民病院

高度専門医療を担う地域の中核病院としての機能を維持しつつ、脳卒中センターの充実や循環器系疾患への対応強化などを進め、高度救急医療のさらなる向上を図ること。

#### 2. 地域医療への貢献と医療連携の推進

市立病院として、地域医療に貢献するため、地域の医療機関との連携・協力体制の充実を図り、病病・病診連携を積極的に推進すること。

#### 3. 災害時等への対応

災害発生時やその他の緊急時において、福岡市地域防災計画、各種疾患の対策行動計画等に基づき、適切に対応すること。

### II 医療の質の向上

#### 1. 診療体制の強化・充実

医療のさらなる高度化に対応し、より安全で質の高い医療を安定的・継続的に提供するため、必要に応じて診療科の再編やセンター化を行うなど、診療体制の強化・充実を図ること。

#### 2. 病院スタッフの確保と教育・研修

##### ①医師

医療水準を向上させるため、優れた医師の確保に努めるとともに教育・研修体制の充実等を図ること。

## ②看護師

働きやすい環境づくりを進め、看護体制の充実に必要な人員の確保を図ること。

また、専門性向上のための資格取得等を奨励・支援する体制を整えるなど、教育・研修システムを整備すること。

## ③その他医療技術職

適正な人員配置や部門間の連携強化に取り組むとともに研修体制を充実させ、専門性や医療技術の向上を図ること。

## ④事務職

診療報酬改定等の医療環境の変化や患者の動向等を迅速かつ的確に把握・分析し、効果的な経営戦略を企画・立案できる事務部門を構築すること。

### 3. 信頼される医療

市民に信頼される良質な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策の徹底を図ること。

また、患者が自ら受ける医療の内容を理解し、納得のうえで自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントを徹底すること。

## Ⅲ 患者サービス

### 1. 患者サービスの向上

患者のニーズを的確にとらえ、より柔軟な対応を行うなど患者サービスの向上を図ること。

また、より快適な療養環境を提供するため、院内環境の整備を進めるとともに患者の利便性の向上を図ること。

### 2. ボランティアとの協働

ボランティアとの連携を図り、市民・患者の視点に立ったサービス向上のための取り組みを進めること。

## Ⅳ 法令遵守と情報公開

市立病院としての使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理を確立し、適正な病院運営を行うこと。

個人情報保護及び情報公開に関しては、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）及び福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）に基づき、適切に対応すること。

また、専門医療に関する情報、病院の役割及び医療内容、地域医療機関との連携等についても、ホームページ等を活用し、情報を発信すること。

### ■ 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

#### 1. 運営組織

市立病院機構の運営を的確に行えるよう、理事会及び本部事務局などの組織体制を整備するとともに、市立病院機構内で適切な権限配分を行い、効果的・効率的な運営管理体制を構築すること。

#### 2. 収支改善

##### ① 増収

診療体制の充実、病床利用率の向上や高度医療機器の稼働率向上を図り、増収を目指すこと。

また、診療報酬の請求漏れや査定減の防止、未収金発生の防止や確実な回収に努めること。

##### ② 費用削減

予算科目及び年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効果的・効率的な事業運営に努めること。

また、施設・設備を有効に活用するとともに、価格交渉の徹底や多様な契約手法の活用、委託業務の見直し等を行い、費用の削減を図ること。

#### 3. 人事・給与

職員の意欲を引き出す人事制度を構築し、職員の業績や能力を的確に評価するための公正かつ客観的な人事評価システムの導入に努めること。

また、病院の業績等に応じた給与制度を導入し、職員のモチベーションの維持・向上及び人件費の適正化を図ること。

### ■ 第4 財務内容の改善に関する事項

#### 1. 経営基盤の確立

市立病院の使命を果たすため、市からの必要な経費負担後の経常黒字が達成できる経営基盤を確立すること。

そのために、経営に関する情報を迅速に把握し、部門ごとの経営状況の分析や他病院との比較分析を行うなど、経営改善のために取り組むべき課題を明確にし、効率的な病院経営に努めること。

また、部門ごとに具体的な目標を設定し、その達成状況を適宜確認するなど経営管理を徹底すること。

### ■ 第5 その他業務運営に関する重要事項

#### 1. 新病院に向けた取り組み

こども病院・感染症センターについては、PFI手法により整備を行う福岡市新病院整備等事業を承継し、平成25年度中の開院を目指して確実に事業を進めていくこと。

また、新病院の機能拡充に伴う職員の増員に対応するため、開院に向けて医療従事者を計画的に採用するなど、必要な準備を行うこと。